

# 事業者の皆様へ

(～区分経理から消費税申告書の作成まで～)

令和元年10月1日から、消費税の軽減税率制度が実施されました。  
この資料では、制度実施後における消費税申告書の作成に当たって、事業者の皆様にご留意いただきたい事項などをまとめていますので、ご参考としてください。

令和元年11月 国税庁  
(令和2年1月更新)

# 軽減税率制度実施後の消費税申告書作成までのイメージ

○ 軽減税率制度の下での消費税申告書の作成に当たっては、取引を税率の異なるごとに区分して記帳（区分経理）した帳簿等に基づき消費税額を計算することとなりますので、**区分経理を適切に行うことが重要**です。

## 区分経理（記帳）

区分記載請求書等に基づき、税率の異なるごとに区分して記帳します。

レシートのイメージ



帳簿のイメージ

XX年		摘要	借方
月	日		
11	2	(株)△△ 菓子 ※	2,160
11	2	(株)△△ 雑貨	1,100
⋮	⋮	⋮	⋮

※ 軽減税率対象品目

区分経理

## 年間取引の集計

区分経理に基づき、年間の取引を集計します。

総勘定元帳（交際費） XX年		
総勘定元帳（仕入れ） XX年		
総勘定元帳（売上げ） XX年		
摘要	借方	貸方
年間計		20,000,000
うち8%対象（旧税率）		15,000,000
うち8%対象（軽減）		2,500,000
うち10%対象		2,500,000
うち免税		0
うち非課税		0
うち不課税		0

※ 勘定科目ごとの集計を行い、「課税取引金額計算表」等を作成しておくと、消費税申告書の作成が容易となります。

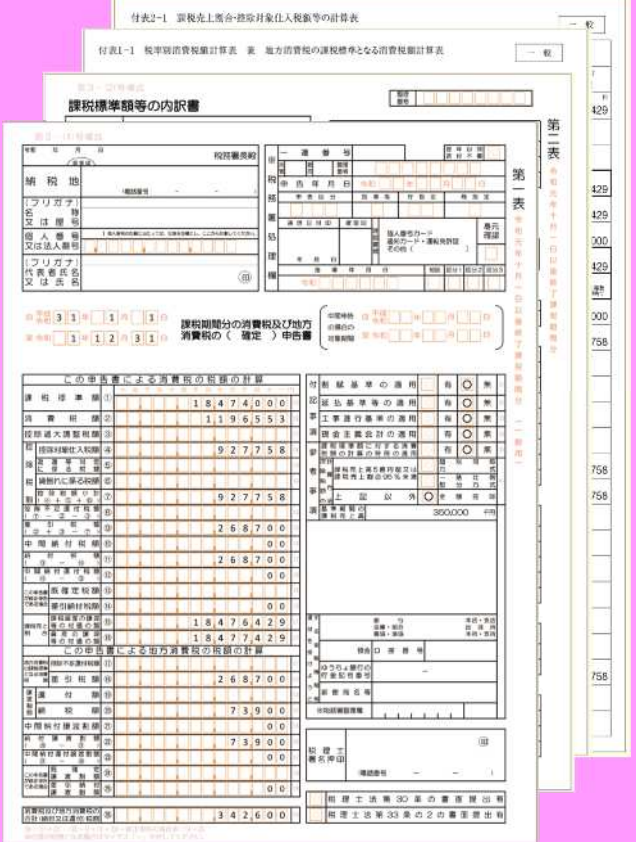
### ○ 課税取引金額計算表

科目	決算額	Aのうち課税取引にならないもの(※1)	課税取引金額 (A-B)	2019.9.30以前(※2)		2019.10.1以後(※2)	
				うち旧税率6.3%適用分 D	うち軽減税率6.24%適用分 E	うち標準税率7.8%適用分 F	
売上(収入)金額(雑収入を含む)	20,001,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000	
期首商品棚卸高	500,000						
仕入金	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000	
小計	15,500,000						
期末商品棚卸高	600,000						
差引原価	14,900,000						
差引金額	5,101,000						
租税公課	100,000	100,000					
水道光熱費	100,000		100,000	75,000	25,000		
接待交際費	300,000	200,000	100,000	50,000	20,000	30,000	
給与賃金	1,200,000	1,200,000					
地代家賃	500,000	200,000	300,000	225,000	75,000		
計	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000	130,000	
差引金額	2,901,000						
③+④	17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000	

## 申告書作成

集計した内容に基づき、確定申告書を作成します。

※ 作成した「課税取引金額計算表」等から申告書付表に転記していけば、申告書の作成が可能です。



# 区分経理

- 売上げは交付した請求書等の控えを、仕入れは受領した請求書等を基に区分経理をすることとなります。
- 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です。

(注) 帳簿の区分経理に必要なのは「軽減税率の対象品目である旨」ですので、必ずしも税率ごとに仕訳を区分しなくてもよいものの、消費税申告書を作成する際には、税率ごとの集計が必要となることを見据え、日々の記帳から取引を税率ごとに区分しておくことが合理的です。

交付した請求書等の控えを基に帳簿等に記帳します。

## 売上げ

売 上			
X X年		摘要	貸方
月	日		
11	18	(株)□□商店 食料品 ※	21,600
11	18	(株)□□商店 日用品	22,000

※は軽減税率対象品目

※ 簡易課税制度を適用する事業者の方は、売上げについて、これまでの事業区分ごとの区分に加え、税率ごとの区分が必要となります。

請求書 (控)	
20XX年11月18日	
(株)□□商店 御中	
牛肉 *	540円
割り箸	2,200円
⋮	
-----	
合計	43,600円
8%対象	21,600円
10%対象	22,000円
*は軽減税率対象品目 (株)○○商事	

「軽減税率の対象品目である旨」の記載方法は、税率区分欄を設けて「8%」や「税率コード」を記載するなど可能です。

受領した請求書等を基に帳簿等に記帳します。

## 仕入れ

仕 入			
X X年		摘要	借方
月	日		
11	11	(株)△△ 食料品 ※	10,800
11	11	(株)△△ 日用品	11,000

※は軽減税率対象品目

請求書	
20XX年11月11日	
(株)○○商事 御中	
牛肉 *	270円
割り箸	1,100円
⋮	
-----	
合計	21,800円
8%対象	10,800円
10%対象	11,000円
*は軽減税率対象品目 (株)△△	

## 記載事項 (仕入税額控除の要件)

- 【帳簿】
- ① 課税仕入れの相手方の氏名・名称
  - ② 取引年月日
  - ③ 取引内容
  - ④ 対価の額

⑤ 軽減税率の対象品目である旨

## 【追加事項】

## 【請求書】

- ① 請求書発行者名
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (注)
- ④ 対価の額
- ⑤ 請求書受領者名

- ⑥ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑦ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額

⑥・⑦の記載がない場合、自ら追記することが可能です。

(注) 「③取引内容」の追記は認められません。このため、例えば、領収証の但書きが空欄の場合や「品代」と記載されている場合は追記ができません。→ 領収証等を交付・受領する場面で注意を払う必要があります。

## 区分経理（記帳）に当たっての留意点

- 旧税率が適用される取引がある場合
- イートイン／テイクアウトを税込同一価格で販売している場合
- 誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを交付した場合
- 必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合
- 誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合

## 旧税率が適用される取引がある場合

- 消費税等の軽減税率は、制度実施前と同じ8%ですが、消費税率（6.3%→6.24%）と地方消費税率（1.7%→1.76%）の割合が異なります。  
したがって、区分経理に当たっては、旧税率、軽減税率及び標準税率のそれぞれの適用税率ごとに区分しておく必要があります。

区分	適用時期	令和元年10月1日から		
		令和元年9月30日まで (旧税率)	軽減税率	標準税率
消費税率		6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率		1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計		8.0%	8.0%	10.0%

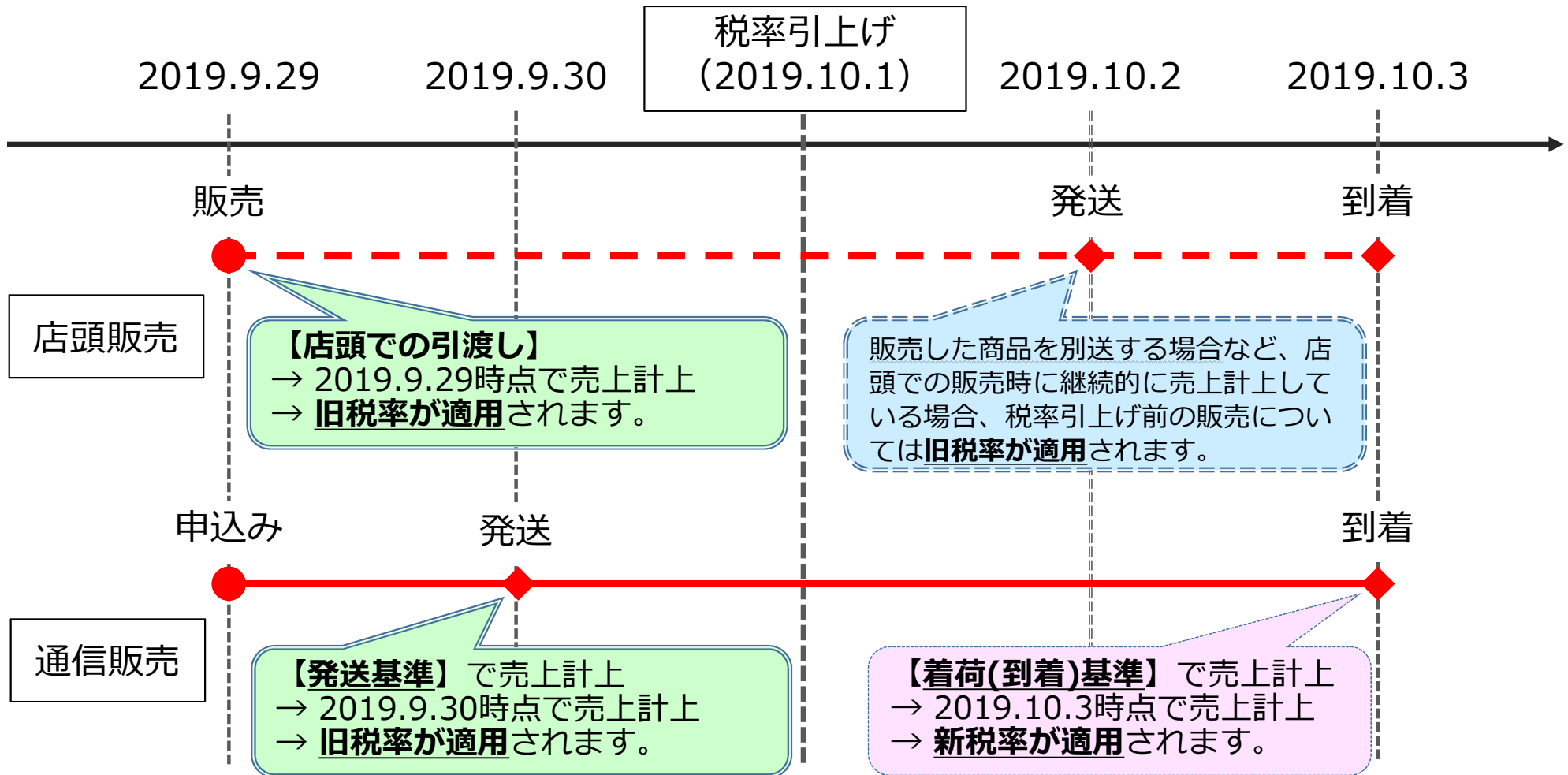
令和元年10月1日前後の取引がある場合には、適用税率に注意する必要があります。  
請求書やレシートを基に確認したり、取引先に聞いてみるなどして、取引ごとの適用税率を確認の上、区分しておきましょう。



(参考) 税率引上げをまたぐ取引の適用税率

- 税率引上げ時をまたぐ取引については、売上計上方法により、その適用税率が異なる例があります。

【経過措置の適用はない取引（棚卸資産の譲渡）】



※ 棚卸資産の譲渡を行った日は、その引渡しの日とする。（消基通9-1-1）

※ 棚卸資産の引渡しの日がいつであるかについては、例えば、出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日など、当該棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じてその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち、事業者が継続して棚卸資産の譲渡を行ったこととしている日によるものとする。（消基通9-1-2）

(参考) 売り手と買い手で計上基準が異なる場合の適用税率

- 出荷基準により売上げを計上している事業者と検収基準により仕入れを計上している事業者との取引において、出荷日が施行日前で、検収日が施行日以後の場合における消費税の取扱いを教えてください。

例えば、商品の出荷が令和元年9月30日で納品日が令和元年10月1日の取引で、売手側が8%で請求した場合には、買手側は10%で仕入税額控除できるのでしょうか。

【答】

請求書等でその取引に係る消費税率が明らかな場合には、買手側はその税率により仕入控除税額の計算を行うこととなるので、旧税率（8%）を適用することとなります。

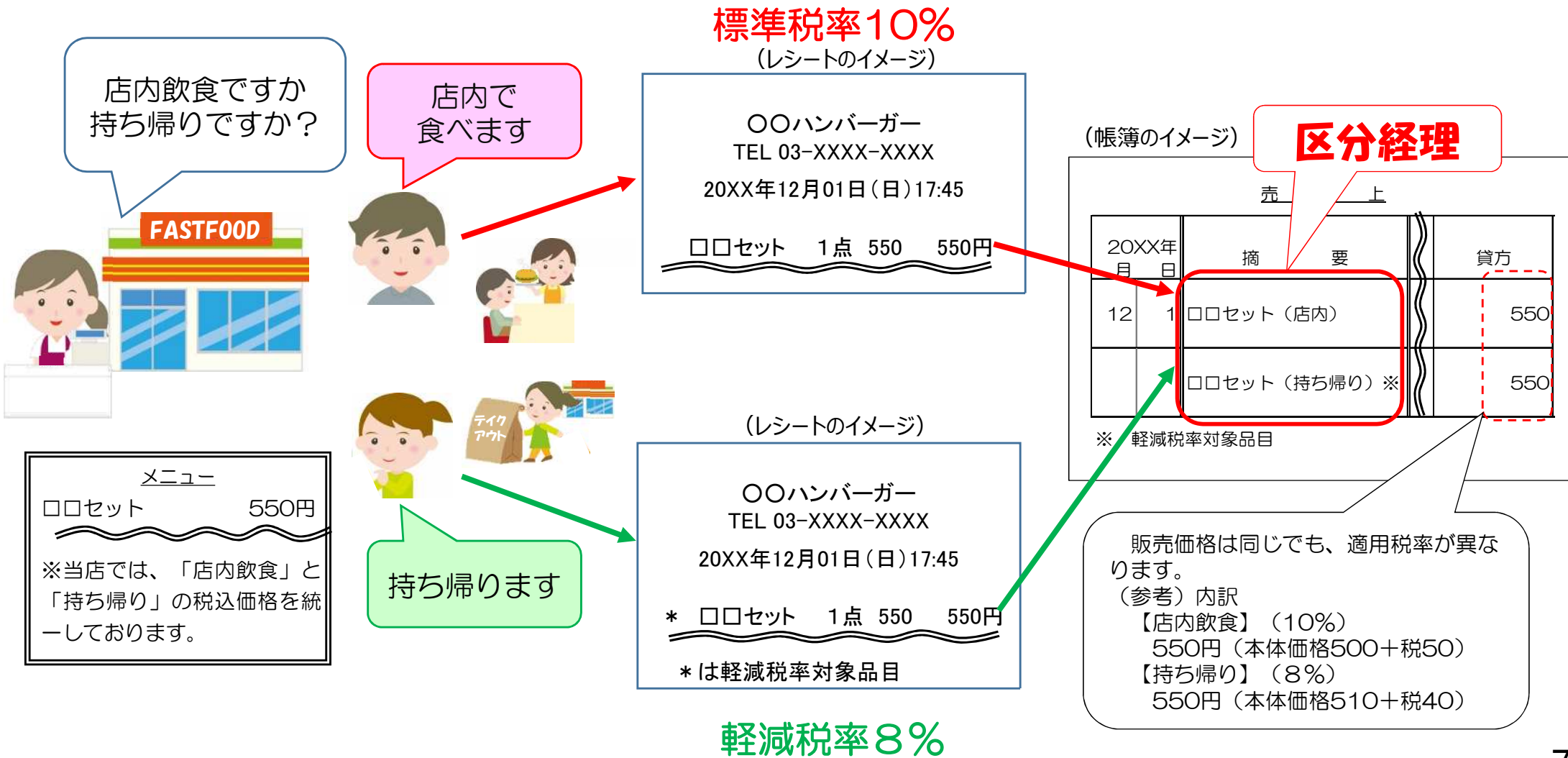
仕入税額控除は、税の累積が生ずることがないようにするために設けられた制度であるため、前段階（仕入れ）の取引で課された消費税額は、原則としてそのままの金額を基礎として仕入税額控除されることが前提となっています。

【税込価額で請求されていて、適用された消費税率が明らかでない場合】

- ① 相手方に確認する。
- ② ①の確認が困難な場合は、自己の会計処理により算出した仕入税額を基礎として仕入税額控除する。

# イートイン／テイクアウトを税込同一価格で販売している場合

○ 税込同一価格を採用している場合でも、イートイン（店内飲食）とテイクアウト（持ち帰り）とでは適用税率が異なりますので、販売事業者の方は、販売時点で顧客に対して「意思確認」を行うなどして、判定した適用税率に基づき、区分経理及び申告を行っていただく必要があります。

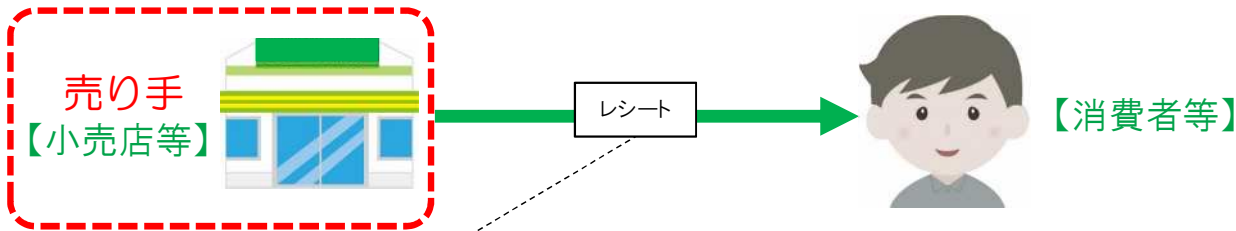




# 誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを交付した場合

- 消費税の申告は、取引の実態に応じ、適正な適用税率を判定していただき、その判定した適用税率に基づいて行っていただく必要があります。
- そのため、例えば、小売店などにおいて、買い手（顧客）に対して誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを交付していた場合でも、**「取引の事実」に基づく適正な税率で計算して申告する必要がある**があります。

<事例> 標準税率(10%) が適用される商品（日用品：税抜価格10,000円）について、  
軽減税率(8%) が適用された場合の税込価格10,800円で販売していた場合



売り手が交付したレシートのイメージ

(株)△△ ○○店  
TEL 03-XXXX-XXXX  
20XX年12月02日(月)13:45

日用品\* 1点 @10,000 10,000円

---

8%対象計	10,000円
外税額	800円
10%対象計	0円
外税額	0円
合計	10,800円

⋮

\*は軽減税率対象品目

誤った税率  
(8%)で記帳

適正な税率  
(10%)で記帳

売 上

20XX年 月 日	摘要	貸方
12 2	日用品 ※	10,800

※ 軽減税率対象品目

売 上

20XX年 月 日	摘要	貸方
12 2	日用品	10,800

※ 軽減税率対象品目

適正な税率（10%）により計算した場合の消費税相当額は、以下のとおりとなります。

【販売価格】 10,800円  
→ 本体価格 9,819円  
消費税相当額 981円  
(10,800×10/110÷981)

## 必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合

- 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿及び「区分記載請求書等」の保存が必要です。
- また、区分経理は必要事項が記載された請求書等を基に行うこととなりますので、必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合、
  - 取引相手に必要事項が記載された請求書等の再交付を依頼する 又は
  - 取引の事実に基づいて「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）」を追記する
 といった対応が必要となりますので、**請求書等を受領したタイミングで内容を確認**しておくことが合理的です。

### 【軽減税率制度実施前】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,200円
■月1日 割り箸	540円
■月3日 牛肉	5,400円
⋮	
合計	43,200円

#### (必要な記載事項)

- ① 請求書発行者名
- ② 取引年月日 ③ 取引内容
- ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者名

### 【軽減税率制度実施後】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割り箸	550円
■月3日 牛肉*	5,400円
⋮	
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)

\*は軽減税率対象品目

#### (必要な記載事項)

- ① 請求書発行者名
- ② 取引年月日 ③ 取引内容
- ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者名
- ⑥ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑦ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額

追加項目（左の⑥・⑦）以外は追記ができませんので、請求書等を受領する場合は良く確認しましょう。

また、自身が請求書等を交付する場合も、相手方から請求書等の再交付を求められることもありますので、記載内容に注意しておきましょう。

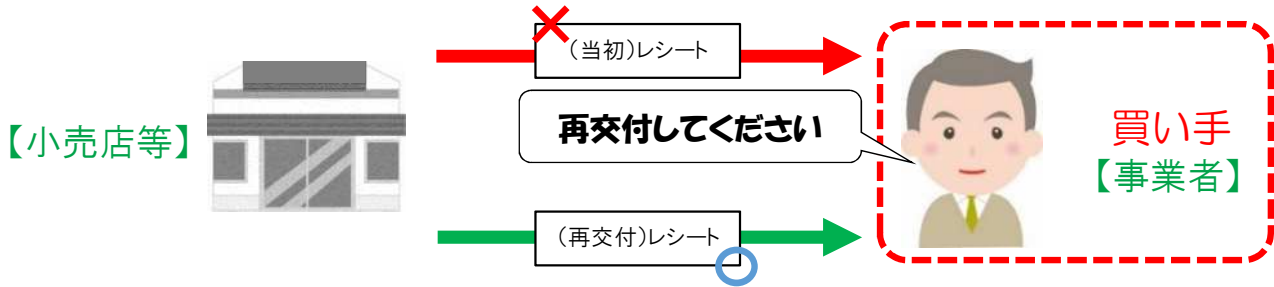


← 追加項目  
(追記が可能な項目)

# 誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合

- 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、取引の事実に基づく一定の事項が記載された「区分記載請求書等」の保存が必要です。
- 例えば、誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合には、取引先に対して「**取引の事実**」に基づくレシートの再交付を依頼するといった対応が必要となります。

＜事例＞ 〔軽減税率(8%) が適用される商品（飲食料品：税抜価格10,000円×5点）について、標準税率(10%)が適用された場合の税込価格55,000円で販売していた場合〕



(当初) 買い手が受領したレシートのイメージ

(株)△△ ○○店 TEL 03-XXXX-XXXX	
20XX年12月02日(月)13:45	
飲食料品 5点 @10,000	50,000円
8%対象計	0円
外税額	0円
10%対象計	50,000円
外税額	5,000円
合計	55,000円
⋮	
*は軽減税率対象品目	

(再交付) 買い手が受領したレシートのイメージ

(株)△△ ○○店 TEL 03-XXXX-XXXX	
20XX年12月02日(月)13:45	
飲食料品* 5点 @10,000	50,000円
8%対象計	50,000円
外税額	4,000円
10%対象計	0円
外税額	0円
合計	54,000円
⋮	
*は軽減税率対象品目	

適正な税率(8%)で再交付を受けたレシートに基づき記帳

仕 入		
20XX年 月 日	摘要	借方
12 2	飲食料品 ※	54,000
※ 軽減税率対象品目		

適用税率の誤りによる税込対価の誤り  
→「追記」は不可

# (参考) 区分記載請求書の再交付が受けられない場合

- 「適用税率に誤りがあるレシート」を受領した場合、基本的には取引先に対して「取引の事実」に基づくレシートの再交付を依頼するといった対応が必要となります。
- この点、区分記載請求書等保存方式の下では、軽減税率制度実施前と同様に、
  - ・ **3万円未満の少額な取引等**
  - ・ **3万円以上の取引であっても「請求書等の交付を受けられなかったことについて、やむを得ない理由がある場合」**については、請求書等の保存がなくとも**「帳簿のみ保存」により仕入税額控除の適用を受けることができます。**
- ※ 買い手が売り手に区分記載請求書等の再交付を依頼しても交付を受けられなかった場合などは、「請求書等の交付を受けられなかったことについて、やむを得ない理由がある場合」に該当すると考えられます。

## ○ イメージ

【小売店等】



軽減税率(8%)が適用される飲食料品について、標準税率(10%)が適用された場合の税込価格で販売

誤りのレシート



買い手  
【事業者】

### 支払対価の額が3万円未満の場合

適正な税率(8%)で記帳

株△△ ○○店  
TEL 03-XXXX-XXXX  
20XX年12月02日(月)13:45

飲食料品 1点  
@10,000 10,000円

---

8%対象計 0円  
外税額 0円  
10%対象計 10,000円  
外税額 1,000円  
合計 11,000円

※は軽減税率対象品目

20XX年		摘要		借方
月	日			
12	2	飲食料品	※	11,000

※ 軽減税率対象品目

【仕入れ】11,000円  
→ 本体価格 10,186円  
消費税相当額 814円  
(11,000×8/108≒814)

「帳簿のみ保存」による仕入税額控除可

### やむを得ない理由がある場合(3万円以上の場合)

適正な税率(8%)で記帳

(注) 帳簿に「やむを得ない理由」及び「課税仕入れの相手方の住所又は所在地」を記載する必要があることに留意。

株△△ ○○店  
TEL 03-XXXX-XXXX  
20XX年12月02日(月)13:45

飲食料品 5点  
@10,000 50,000円

---

8%対象計 0円  
外税額 0円  
10%対象計 50,000円  
外税額 5,000円  
合計 55,000円

※は軽減税率対象品目

20XX年		摘要		借方	備考
月	日				
12	2	飲食料品	※	55,000	再交付依頼するも交付を受けられなかった ○○区○○

※ 軽減税率対象品目

【仕入れ】55,000円  
→ 本体価格 50,926円  
消費税相当額 4,074円  
(55,000×8/108≒4,074)

「帳簿のみ保存」による仕入税額控除可

※ 「3万円未満の取引」かどうかは、1回の取引が税込3万円かどうかで判定  
→ 一商品ごとの税込金額によるものではないことに留意

# 年間取引の集計（課税取引金額計算表等の作成）

- 元帳の勘定科目ごと・税率ごとの取引の合計額から、**税率ごとに区分した課税売上げ及び課税仕入れを集計**する必要があります。  
（参考）国税庁ホームページには、個人事業者の方向けに、消費税申告書の作成に便利な「**課税取引金額計算表**」を掲載していますので、ご活用ください（法人の事業者の方も活用できます。）。
- 軽減税率制度に対応した会計ソフトを利用している場合でも、**日々の取引を税率ごとに区分して入力しておくことが必要**です。

## 勘定科目ごと・税率ごとの集計

総勘定元帳（交際費） XX年		
総勘定元帳（仕入れ） XX年		
総勘定元帳（売上げ） XX年		
摘要	借方	貸方
年間計		20,000,000
うち8%対象（旧税率）		15,000,000
うち8%対象（軽減）		2,500,000
うち10%対象		2,500,000
うち免税	0	
うち非課税	0	
うち不課税	0	

勘定科目ごとにその年の合計額（年間計）のほか、上記のとおり、

- ・旧税率8%
- ・軽減8%
- ・10%
- ・免税取引
- ・非課税取引
- ・不課税取引

軽減税率は、旧税率と同じ「8%」ですが、  
 ・軽減税率8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）  
 ・旧税率8%（消費税率6.3%、地方消費税率1.7%）  
 割合が異なるため区分しておく必要があります。

ごとの合計額を記載しておくこと、消費税申告書の作成が容易となります。

## 課税取引金額計算表

区分経理された元帳を基に「**課税取引金額計算表**」を作成します。  
 ⇒ 消費税申告書の作成のため、**税率ごとに区分した課税売上げ及び課税仕入れ**を集計します。

XX年課税期間における**税率ごとの課税売上げの合計額**

### ○ 課税取引金額計算表

科目	決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	2019.9.30以前(※2)			2019.10.1以後(※2)		
				うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F	うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	20,001,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000			
売上原価									
期首商品棚卸高 ②	500,000								
仕入金額 ③	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000			
小計 ④	15,500,000								
期末商品棚卸高 ⑤	600,000								
差引原価 ⑥	14,900,000								
差引金額 ⑦	5,101,000								
経費									
租税公課 ⑧	100,000	100,000							
水道光熱費 ⑩	100,000		100,000	75,000		25,000			
接待交際費 ⑭	300,000	200,000	100,000	50,000	20,000	30,000			
給与賃金 ⑳	1,200,000	1,200,000							
地代家賃 ㉓	500,000	200,000	300,000	225,000		75,000			
計 ㉔	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000	130,000			
差引金額 ㉕	2,901,000								
③ + ㉔	17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000			

XX年課税期間における**税率ごとの課税仕入れの合計額**

# 申告書作成

○ 課税取引金額計算表などで集計した内容を基にして、課税売上げと課税仕入れを適用税率ごとに消費税申告書及び付表に転記して消費税額を計算します。

軽減税率制度実施後の申告書等の様式は、複数税率に対応した様式に変更されていますが、作成手順自体は、これまでと大きく変わるものではありません。

○ 作成した課税取引金額計算表等

科目	決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額(A-B) C	2019.9.30以前(※2)		2019.10.1以後(※2)	
				うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率	
売上(収入)金額(雑収入を含む) ①	20,001,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000	
売上原価							
期首商品棚卸高 ②	500,000						
仕入金額 ③	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000	
小計 ④	15,500,000						
期末商品棚卸高 ⑤	600,000						
差引原価 ⑥	14,900,000						
差引金額 ⑦	5,101,000						
経費							
租税公課 ⑧	100,000	100,000					
水道光熱費 ⑩	100,000		100,000	75,000		25,000	
接待交際費 ⑭	300,000	200,000	100,000	50,000	20,000	30,000	
給与賞金 ⑳	1,200,000	1,200,000					
地代家賃 ㉓	500,000	200,000	300,000	225,000		75,000	
計 ㉔	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000		150,000	
差引金額 ㉕	2,901,000						
③ + ㉕	17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000	

課税売上げ

課税仕入れ

○ 申告書・付表へ転記

The image shows a stack of tax forms. The top form is the '課税取引金額計算表' (Taxable Transaction Amount Calculation Table) which is the table shown in the previous block. Below it is the '消費税申告書' (Consumption Tax Declaration Form) and its attachment. The forms contain handwritten entries and red boxes highlighting specific data points, such as the '課税売上げ' (Taxable Sales) and '課税仕入れ' (Taxable Purchases) amounts.



ここまでくれば申告書の完成はもうすぐです。  
付表の作成から申告書作成までの具体的な記載については、国税庁ホームページ「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド」をご参照ください。

( 税 額 計 算 )

## 軽減税率制度実施後の税額計算

- 消費税の納付税額は、売上税額から仕入税額を控除して算出（仕入税額のほうが大きい場合は還付）することとされており、その算出方法は軽減税率制度の実施後も変わりません。
- 軽減税率制度の実施により、消費税率が軽減税率と標準税率の複数税率となったことから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。
- なお、軽減税率制度実施後の一定期間、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（注）に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

（注）中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

### 《消費税の納付税額の計算のイメージ》

税額は税率ごとに計算する必要があります。



$$\text{売上税額} = \left( \text{標準税率の対象となる税込売上額} \times 10/110 \right) + \left( \text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times 8/108 \right)$$

$$\text{仕入税額} = \left( \text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times 10/110 \right) + \left( \text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times 8/108 \right)$$



**消費税の納付税額**

=

**売上税額**

-

**仕入税額**



仕入税額のほうが大きい場合、消費税は還付されることとなります。



# 売上税額の計算の特例

- 売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者<sup>(注)</sup>は、
- ・ 令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、
  - ・ 売上げの一定割合（以下のいずれかの特例を選択）を軽減税率の対象売上げ<sup>\*</sup>として、売上税額を計算することができます。

$$\text{※ 軽減税率の対象となる税込売上額} = \text{課税売上げ（税込み）} \times \text{以下のいずれかの割合}$$

(注) 中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

① 仕入れを税率ごとに管理できる  
卸売業・小売業を営む中小事業者<sup>(注)</sup>

(注) 簡易課税制度を選択しない中小事業者に限ります。

## 小売等軽減仕入割合

卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の  
売上げにのみ要する課税仕入れ（税込み）

卸売業・小売業にのみ要する課税仕入れ（税込み）

② ①の特例を適用する  
事業者以外の中小事業者

## 軽減売上割合

通常の事業を行う連続する10営業日の  
軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）

通常の事業を行う連続する10営業日の  
課税売上げ（税込み）

③ ①・②の割合の計算が  
困難な中小事業者

50

100

卸売業・小売業を営む事業者の方は、仕入れを税率ごとに管理できれば、売上税額を計算することができます。

通常の事業を行う連続する10営業日の売上げを税率ごとに管理できれば、売上税額を計算することができます。

「主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者<sup>(注)</sup>」が対象となります。

(注) 適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率対象品目の販売の対価の額の占める割合がおおむね50%以上の事業者をいいます。

# 仕入税額の計算の特例

○ 仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（注）は、

① 仕入れの一定割合を軽減税率の対象仕入れとして、仕入税額を計算することができます。

※ 令和元年10月1日から令和2年9月30日を含む課税期間の末日までの期間（簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。）

軽減税率の対象  
となる税込仕入額

=

課税仕入れ（税込み）

×

小売等軽減売上割合

② 簡易課税制度の届出の特例を適用することができます。

※ 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日を含む課税期間

（注）中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

① 売上げを税率ごとに管理できる  
卸売業・小売業を営む中小事業者（注）

（注）簡易課税制度を選択しない中小事業者に限ります。

## 小売等軽減売上割合

卸売業・小売業に係る  
軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）

卸売業・小売業に係る課税売上げ（税込み）

（注）売上げを税率ごとに管理できず、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合」を使用した場合、その使用した「軽減売上割合」を「小売等軽減売上割合」とみなして仕入税額を計算します。



卸売業・小売業を営む事業者の方は、売上げを税率ごとに管理できれば仕入税額を計算することができます。

② ①の特例を適用する事業者以外の  
中小事業者

## 簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することが可能です。

（注）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前までに消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要です。

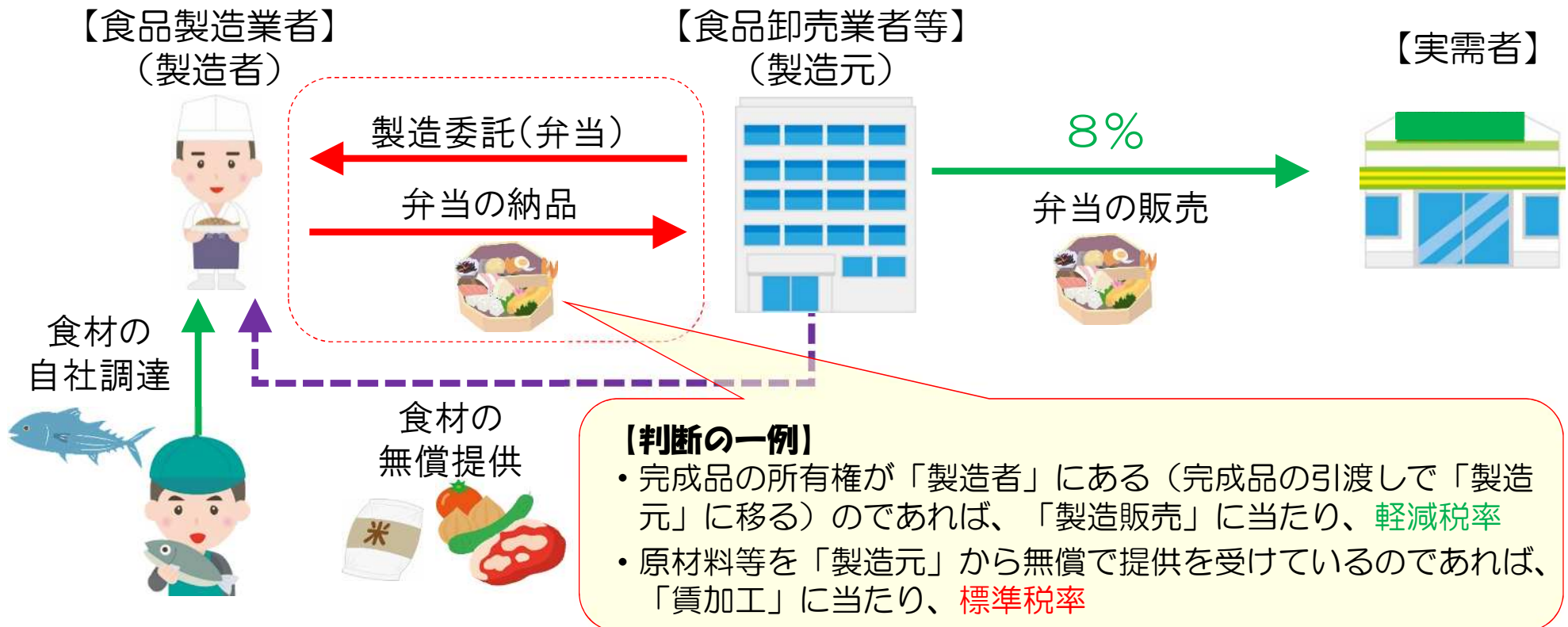


仕入れを税率ごとに管理できない場合は、簡易課税制度を適用して、仕入税額を計算することができます。

( そ の 他 )

## 製造委託契約(OEM)における適用税率

- 製造委託契約により食品を製造する場合、「製造販売」か「賃加工」かにより適用税率が変わることとなります。「製造販売」であれば、飲食料品の譲渡として軽減税率、「賃加工」であれば、役務提供として標準税率となります。
- 「製造販売」に当たるか「賃加工」に当たるかは、その契約内容等により個別に判断されるものではありませんが、
  - ・ 完成品の所有権がどちらにあるか
  - ・ 受託者の使用する原材料や包装資材は、どのように調達されるのか（委託者からの無償支給か、有償支給か、自社調達か）といった点を踏まえて判断されることとなります。



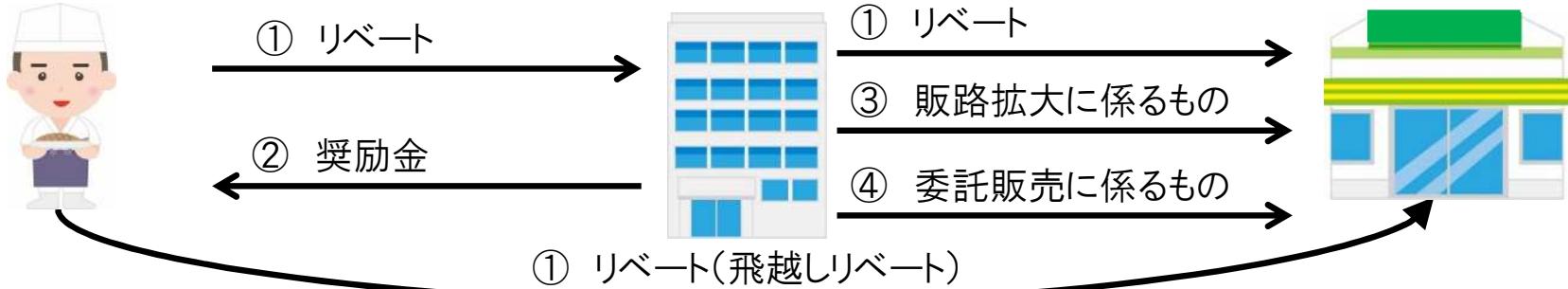
# 販売奨励金(いわゆるリベート等)について

※軽減税率適用商品を販売していることを前提に記載

**【食品製造業者等】**

**【食品卸売業者等】**

**【小売店等】**



「販売奨励金」の種類		製造業者等	食品卸売業者等	小売店等
① リベート  ※ 販売数量等に応じて支払われる奨励金	製造→卸売	売上割戻し(基通14-1-2) 【8%】	仕入値引き(基通12-1-2) 【8%】	
	卸売→小売		売上割戻し(基通14-1-2) 【8%】	仕入値引き(基通12-1-2) 【8%】
	製造→小売	売上割戻し(基通14-1-2) 【8%】		仕入値引き(基通12-1-2) 【8%】
② 奨励金	※ 対価の増額として支払われるもの	売上加算 (食品価額に係る値増金) 【8%】	仕入加算 (食品価額に係る値増金) 【8%】	
	※ 早期生産等の対価として支払われるもの	<u>役務提供の対価(売上げ)</u> 【10%】	<u>役務提供の対価(仕入れ)</u> 【10%】	
③ 販路拡大に係るもの  ※ 販路拡大等の対価として支払われる奨励金			<u>役務提供の対価(仕入れ)</u> 【10%】	<u>役務提供の対価(売上げ)</u> 【10%】
④ 委託販売に係るもの  ※ 委託販売数量等に応じて委託手数料の増額として支払われる奨励金			仕入加算 (委託手数料に係る値増金) 【10%】	売上加算 (委託手数料に係る値増金) 【10%】

元の取引の税率に準じます

(注) 上記リベート等の課税関係については、「※」に記載した性格のものであることを前提とした整理である点に留意してください。

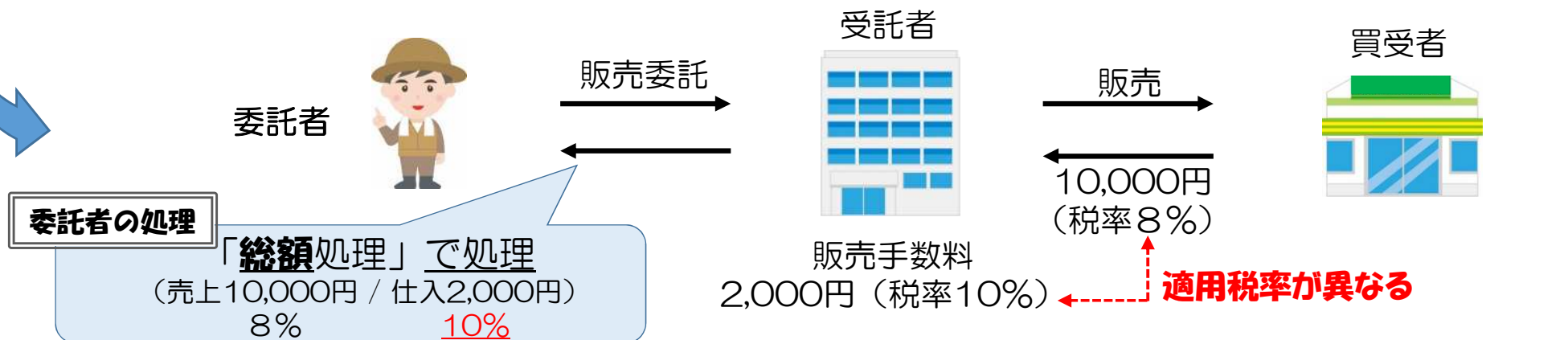
## 飲食料品の委託販売を行っている場合

- 委託販売における委託者の処理は「総額処理」が原則ですが、課税期間の「全て」について「純額処理」をしている場合はこれを認めることとされてきました（消基通10-1-12）。
- 軽減税率制度実施後は、「委託販売に係る手数料（10%）」と「飲食料品の譲渡（8%）」では適用税率が異なりますので、次のように、これまで「純額処理」により処理していた事業者の方は、制度実施後は、原則どおり、**「総額処理」により処理する必要があります**（軽減通達16）。

軽減税率制度実施前（消費税法基本通達10-1-12の取扱い）



軽減税率制度実施後（軽減税率通達16の取扱い）



## 即時充当によるキャッシュレス・消費者還元に係る消費税の仕入税額控除の考え方

- コンビニ等が行っている即時充当（即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法）によるキャッシュレス・消費者還元は、商品対価の合計額が変わるものではありません。
- 消費税の課税事業者が商品を購入した際、その取引（仕入れ）について仕入税額控除を行うこととなりますが、即時充当による消費者還元を受けた場合には、商品対価の合計額が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります。
- 一方、自社ポイントのように、商品等の購入の際のポイント利用が「値引き」となる場合には、「値引き後の金額」が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります。

### 【即時充当】

レシート			
〇〇ストア			
東京都…			
2019年10月XX日(土) 16:45			
お茶	* 1点	540	540円
ブンボウ	1点	550	550円
<b>合 計</b>		<b>1,090円</b>	
	8%タイヨウ	540円	
	(内消費税)	40円	
	10%タイヨウ	550円	
	(内消費税)	50円	
	<b>キャッシュレス還元</b>	<b>▲21円</b>	
	交通系マネー支払	1,069円	
*印は軽減税率対象品目			

課税仕入れに係る支払対価の額は1,090円となる(商品対価の合計額)。

### 【ポイント利用（値引き）】

レシート			
〇〇ストア			
東京都…			
2019年10月XX日(土) 16:45			
お茶	* 1点	540	540円
ブンボウ	1点	550	550円
	<b>ポイント値引き</b>	<b>▲21円</b>	
<b>合 計</b>		<b>1,069円</b>	
	8%タイヨウ	530円	
	(内消費税)	39円	
	10%タイヨウ	539円	
	(内消費税)	49円	
	交通系マネー支払	1,069円	
*印は軽減税率対象品目			

課税仕入れに係る支払対価の額は1,069円となる(値引き後の金額)。

商品等を購入した事業者においては、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。